

東洋英和女学院大学公的研究費不正使用防止計画

2009年4月1日 制定

1 目的

東洋英和女学院大学（以下「本学」という。）は、公的研究費の不正使用を誘発する要因の把握に努め、公的研究費の不正使用を防止する体制の構築を図るため、次のとおり東洋英和女学院大学公的研究費不正使用防止計画を策定する。

なお、この計画の内容については、文部科学省からの情報、他の研究機関の対応状況等を参考にしながら、随時見直しを行うものとする。

2 不正には複数の要因が関わる可能性があることに留意するとともに、学長その他研究費の使用に関し責任を有する者は、以下の点に留意し、不正を発生させる要因の把握に努める。

- ・ルールと実態が乖離していないか。
- ・定期的に説明会を実施し、ルール変更点等の周知徹底がなされているか。
- ・決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確になっていないか。
- ・取引に対するチェックが不十分になっていないか。
- ・研究者と取引業者の間が密接になり過ぎていないか。
- ・予算執行が特定の時期（年度末等）に偏っていないか。
- ・過去に業者に対する未払い問題が生じていないか。
- ・小額であっても、すべての納品が職員によって検収されているか。
- ・非常勤雇用者の管理が研究者まかせになっていないか。
- ・出張関係書類の提出義務は徹底されているか。

3 学内の責任体系の明確化

(1)最高管理責任者

最高管理責任者は、学長とし、大学全体の公的研究費の運営・管理について最終責任を負います。

(2)統括管理責任者

統括管理責任者は、事務部長とし、最高管理責任者を補佐し、公的資金等の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持ちます。

(3)部局責任者

部局責任者は、予算管理責任者とし、公的研究費等の事務を担当する部署の長として、公的研究費等の運営・管理について、実質的な責任と権限を持ちます。

4 環境整備

(1)公的研究費等の執行ルールを整備し、ホームページ、ハンドブック等により当該ルール等を全教職員に周知する。

(2)相談体制の整備

研究費等に関する相談窓口を設置し、全教職員及び学外者に周知する。

5 公的研究費の適正な管理

(1)公的研究費等の計画的執行を検証できるよう体制を整備する。

(2)物品の検収

納品された物品は小額であっても必ず会計職員の検収を必要とする。

(3)出張の確認

出張関係書類の提出義務を徹底する。

(4)謝金、給与等に係る業務実態等の確認

業務等の実態を正確に把握する体制を整備し、効率的かつ効果的に確認する方法を確立する。

6 関係者の意識向上

不正使用の防止に係る行動規範を策定するとともに、研修会を定期的を開催し、全教職員に周知を図る。

7 不正使用に対する調査及び懲戒

(1)通報窓口の設置

不正使用に関する通報窓口を学内に設置する。なお、通報者の保護には十分に配慮するものとする。

(2)調査等について

不正使用が疑われる場合の調査、是正措置等に関する実施体制を整備する。

(3)処分等について

不正使用が行われた場合の教職員及び業者に対する処分等に関する規程を整備する。

8 公的研究費の運営・管理に対するモニタリング

不正防止計画への取り組みに部局等によるばらつきが生じないよう機関全体の連携によるモニタリングを行う。

以上